かった場合は、有害な畜産物

が生産され、回収や廃棄の対 象となる可能性があります。

また、法律による罰則の対

象となります。

熊本県○○市○○町○○番地

熊本県○○市○○町○○番地

2/0 a 力価/トン

# 飼料を正しく使用して 安全な畜産物を生産しましょう!

- ○食の安全を守ることは、生産者の基本的な責務であり、消費者との信頼関係を 築くもととなります。
- ○関係法令に違反した場合は、処罰の対象となります。

# **I 飼料は表示票を確認して使用しましょう**

家畜の飼料は、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」(飼料安全法)により、 その使用や保存方法について定められていますので、家畜に給与する際には必ず表示票を確 認しましょう。 青で囲った事項に従わな

#### 飼料の表示(例)

飼料の名称 ○○印○○用配合飼料○○号

飼料の種類 ○○用配合飼料

製诰年月 令和○○年○○月

製造業者の氏名又は名称及び住所 ○○会社

○○会社○○工場 製造事業所の名称及び所在地

体重がおおむね30kg以内の子豚 対象家畜等

下味車量 00 k g

穀類

その他

含有する飼料添加物の名称及び量  $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 

原材料名

原材料の区分 配合割合 原材料名 とうもろこし、マイロ、大麦 70% ふずま、米ぬか そうこう類 15% 大査油かす 植物性油かす類 10% 食塩、炭酸カルシウム 5%

動物性油脂

## 注意

- この飼料は、上記の対象家畜等に記載されているもの以外には使用できません。 1
- この飼料は、食用を目的としてと殺する前7日間は使用できません。
- この飼料の原材料に使用している動物性油脂は、確認済動物性油脂(反すう動物 に由来するものを含む。) です。

## 使用上及び保存上の注意

- この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しないこと(牛、めん羊、山羊 及びしかに使用した場合には処罰の対象となるので注意すること。)
- この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料(飼料を製造するため の原料又は材料を含む。)に混入しないよう保存すること。

# Ⅱ 飼料等の使用状況を記帳しましょう

飼料・農薬等の使用者は、必要事項を帳簿に記載して保存するよう努めることとなっています。

【根拠法令】 〇「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」 (飼料を使用した年月日・場所、家畜等の種類、飼料の種類、名称、使用量)

> ○「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」 (使用した年月日・場所・農作物等、農薬の種類又は名称、使用量又は希釈倍数)

飼料を適正に給与してたにもかかわらず、万が一、出荷された畜産物から基準値を超える飼料添加物等が 検出された場合、必要事項を帳簿に記載していることが、法律を遵守している証明となります。

## ○記載内容

# 飼料

飼料給与年月日、給与場所、給与した家畜の種類、飼料の名称、飼料の使用量、 購入年月日、購入先の氏名・名称(購入伝票の保存でも可)

### 農薬

農薬使用記録

(自給飼料生産のための除草剤・肥料、畜舎内で使用する殺虫剤・殺菌剤等も含む)

#### ○保存期間

牛:8年間 豚:2年間 ブロイラー:2年間 採卵鶏:5年間 その他:4年間

# Ⅲ 反すう動物用飼料とそれ以外の飼料を区分しましょう

わが国におけるBSE(牛海綿状脳症)発生防止のための措置ですので、必ず守りましょう。

# A飼料

・・・牛、豚、鶏に使用可能

飼料等及びその原料のうち、農家において反すう動物(牛、めん羊、山羊及びしか) に給与される又はその可能性のあるものとして動物由来たん白質等が混入しないよう に取り扱われるもの。

# B飼料

・・・豚、鶏に使用可能

飼料等及びその原料のうちA飼料以外のもの。

## 牛はA飼料のみ使用可能です。

- ●飼料の受入れ・保管・給与は、A飼料とB飼料でそれぞれ専用の器具・容器・保管場所が必要です。
- ●器具・容器・保管施設等は、人為的ミスによる交差汚染が起こらないよう、色分けや対象家畜の表示を各自で行いましょう。
- ●豚・鶏用の飼料(B飼料)は、牛には給与できません。
- ●ペット用のえさが、牛の飼料に混入しないように注意しましょう。

飼料製造事業場や販売事業場等の関係業者に対しては、A飼料及びB飼料の取扱いが適切に行われているか、国(独立行政法人農林水産消費安全技術センター)と県が監視指導しています。

# IV 抗菌性飼料添加物を飼料に添加する場合

- ○飼料安全法では、抗生物質などの抗菌性飼料添加物が入った飼料について厳しく使用が規制されています。
- ○指定されていない抗菌性飼料添加物を飼料に添加することは法で禁止されています。
- ○生産された畜産物は、集荷・流通・販売の段階で抗菌性飼料添加物の残留検査が実施されます。 不適切な使用等により残留が確認された場合には、公表及び出荷停止の対象となり、消費者の信頼を損なうこととなります。

抗菌性飼料添加物の残留がない畜産物を生産するために、次のことに注意してください。

#### 1 使用制限

以下の家畜には、抗菌性飼料添加物の入った飼料は使用できません。

#### 搾乳中の牛、産卵中の鶏・うずら

食用を目的として、と殺(出荷)する前7日間の牛、豚、鶏、うずら

※ サリノマイシンナトリウム、モネンシンナトリウム及びラサロシドナトリウムを使用する 生後概ね6ヶ月齢以降の肥育牛を除く。

#### 2 抗菌性飼料添加物が含まれる飼料の使用の注意

抗菌性飼料添加物は対象家畜毎にその給与期間が細かく定められていますので、期間が過ぎるまでに確実に切り換えてください。対象飼料は以下のように分類されます。

●牛用 ほ乳期用:生後おおむね3ヶ月以内

幼齢期用: 生後おおむね3ヶ月を超え6ヶ月以内

肥育期用: 生後おおむね6ヶ月を超えた肥育牛(搾乳中のものを除く)

●豚用 ほ乳期用: 体重がおおむね30kg以内

子豚期用: 体重がおおむね30kgを超え70kg以内

(種豚育成中のものを除く)

●鶏用 幼すう用: ふ化後おおむね4週間以内

(ブロイラー除く) 中すう用: ふ化後おおむね4週間を超え10週間以内

●ブロイラー用 前期用 : ふ化後おおむね3週間以内

後期用 : ふ化後おおむね3週間を超え食用としてと殺する前7日まで

#### 3 飼料添加剤(動物用医薬品)と飼料添加物

○飼料添加剤(動物用医薬品)

動物の病気の治療を目的とするもので、動物用医薬品に該当し、獣医師の指示に従って使用しなければなりません。

#### ○飼料添加物

飼料の品質低下を防いだり、有効成分を補給したり、栄養成分の利用を目的とするものです。 抗生物質を含む抗菌性飼料添加物を飼料に添加する場合、飼料製造管理者の設置及び農林水 産大臣への届出が必要です。また、自家配合であっても、飼料製造管理者の設置及び届出が 必要となります。

# V 食品残さを利用した飼料の加熱処理基準について

食品残さを利用した飼料を**豚**に給与する場合の加熱処理基準などが<mark>厳格化</mark>されます。 (令和3年(2021年)4月適用)

#### 【厳格化の概要】

	旧 (通知に基づく規制)	新 (法律に基づく規制、罰則の対象)
加熱処理の 対象	生肉等が混入している可能性のある 食品残さ	肉を扱う事業者等から排出される食品 残さであって、肉と接触した可能性の あるもの
加熱処理の 基準	中心温度70℃以上30分以上 又は80℃以上3分以上	<u>撹拌しながら90℃以上60分以上</u> <u>又はこれと同等以上</u> の効果を有する方 法

豚熱(CSF)、アフリカ豚熱(ASF)などの豚の家畜伝染病の侵入を防ぐため、適切に加熱処理・再汚染防止などの対策を行いましょう。

また、食品残さの収集から飼料の給与までの各過程で、腐敗や異物混入の防止に努めましょう。

#### 農家が食品残さを飼料として利用する際に守るべき事項

- 食品残さの排出者(食品関連事業者)などに対して、食品残さの由来や、加熱基準の対象のものが 含まれるか否かを確認しましょう。
- 豚に給与する飼料は、加熱処理の対象のものが含まれる場合、必ず90℃以上60分以上等の加熱処理をした後に使用してください。
- • 豚以外の家畜(鶏、養魚)に給与する飼料

   • 上30分以上等の加熱処理をした後に使用してください。
- 市販されているハムやソーセージなどの肉加工品や、単に調理済みの総菜は、ほとんどが「加熱処理の対象のもの」に該当します。
- 加熱処理の記録の作成・保管をしてください。
- 加熱処理の対象のものが含まれない場合でも、病原生物による汚染を防止するため、必要に応じて 適切な温度で加熱して使用しましょう。
- 加熱後の飼料が、加熱前のものにより再汚染されることがないよう、適切な管理をしましょう。
- 動物由来たん白を含む飼料は、反芻動物(牛、めん羊、山羊等)に使用しないでください。
- かびの発生や腐敗等がみられるものは使用しないでください。
- 包装資材、金属異物、はし、つまようじなどは確実に除去しましょう。
- 食塩、硝酸塩の含有量を含め栄養成分量を把握し、適切な割合で使用しましょう。

### もっと詳しく知りたい方へ

食品残さを利用した飼料の安全確保についての規制(加熱処理基準などの厳格化)については、以下のURL又は右QRコードからホームページを参照してください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/ecofeed.html



# **V 粗飼料の使用にかかる注意事項について**

#### 1 粗飼料を生産する場合

- ○農薬は、登録のある農薬を使用基準に従って使用しましょう。
- ○稲わら、稲WCS及び籾米についても農薬等の基準がありますので注意してください。

#### 2 粗飼料を購入する場合

○粗飼料を購入する場合は、残留農薬等の情報を、販売(又は輸入)業者に確認しましょう。

#### 3 輸入粗飼料等の注意

○輸入ストローには、牛に中毒を起こす毒素(エンドファイト)が含まれている場合があります。給与に際しては、単一での使用を控え、自給飼料や稲わら等の複数の種類の粗飼料を使いましょう。

#### 4 古畳再生わらに注意

○古畳をほぐしたわらには、有機塩素系殺虫剤等が残留しているおそれがありますので、給与しないでください。

#### 5 異物の混入

- ○牧草などの粗飼料には、動物の死骸などの異物が混入している場合があります。牛への動物性タンパク質の給与は禁じられていますので、給与する前には粗飼料に異物が混入していないか確認しましょう。
- ○購入粗飼料で異物混入を発見した場合は、その都度、販売業者に報告しましょう。

## 6 カビの発生や腐敗の防止

○粗飼料のカビの発生や腐敗を防ぐため、適切に調製・保管をしましょう。 また、カビ等の発生した粗飼料は極力取り除き給与しましょう。

# VI 飼料安全法にかかる届出について

- ○飼料安全法(第50条)において、飼料又は飼料添加物の製造業者及び輸入業者は、 農林水産大臣に届け出ることが義務付けられています。
- ○これに従わず、無届で営業した場合、法律による罰則の対象となります。
- ○なお、自ら生産した農産物を飼料として販売する者は対象外ですが、サイレージ等に 調製して不特定の畜産農家へ販売する場合は飼料製造業者の届出が必要です。
- ○届出書の様式や記入例は県のホームページに掲載しています。 https://www.pref.kumamoto.jp/kiji 15273.html

## 詳しいお問合わせは、以下までお願いします。

●熊本県農林水産部生産経営局畜産課 草地飼料班

TEL: 096-333-2399(直通) FAX: 096-381-7611

- ●各広域本部・各広域本部地域振興局(農業普及・振興課)
- ●各家畜保健衛生所

令和2年度(2020年度)飼料流通対策事業